

別紙

I. 事業評価総括表(令和元年度)

(単位:円)

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は間接交付金事業者名	交付金事業に要した経費	交付金充当額	備考
1	公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置	小型動力ポンプ付積載車購入事業	八百津町	9,130,000	7,000,000	

Ⅱ. 事業評価個表(令和元年度)

番号	措置名	交付金事業の名称		
1	公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置	小型動力ポンプ付積載車購入事業		
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		八百津町		
交付金事業実施場所		八百津町上牧野地内		
交付金事業の概要		積載車、小型動力ポンプB-2級各1台、その他付属品1式		
交付金事業に関する主要政策・施策とその目標		<p>【主要政策・施策】 第5次八百津町総合計画(2017年～2024年) 基本目標 7 消防・防災体制の充実 町民の安心・安全・快適な暮らしを確保するため、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付き積載車の更新など消防力の維持充実、地域の消防力・防災力強化を図ります。また、災害予防や応急体制そして、復旧などを定めた「八百津町地域防災計画」に基づき、防災体制、危機管理体制充実に努めます。</p> <p>【目標】 災害時における迅速な消防活動の確保</p>		
事業開始年度	令和元年度	事業終了(予定)年度	令和元年度	
事業期間の設定理由				
	成果目標	成果指標	単位	評価年度 令和元年度
	20年以上経過した消防車両の保有率0%	20年未満保有消防車両数 ÷全消防車両数	成果実績	台 20
			目標値	台 24
			達成度	% 83

交付金事業の成果目標及び成果実績	評価年度の設定理由						
	毎年度の事業改善を図るため、事業実施年毎に評価を実施。						
	交付金事業の定性的な成果及び評価等						
	<p>今回小型動力ポンプ付積載車を更新することで、地域防災の中心となる消防団員や、地元住民の不安を払拭することができた。これは、第5次八百津町総合計画に掲げる「消防力の維持充実、地域の消防力・防災力の強化」に大きく貢献しており、同計画に掲げる「安心・安全なまちづくり」としての効果を得ることができたといえる。しかし、20年以上経過した消防車両数は未だ4台あり、町の財政的な課題からも成果目標を達成していない。そのため、現保有車両の適切な整備管理ともに、本交付金等を利用するなど着実な車両更新と地域の消防力・防災力の向上を図る。</p> <p>【第三者機関】 機関名：八百津町監査委員（地方自治法第199条第4項の規定による定例監査） 構成員：監査委員 評価内容：監査委員が、当町にて実施した補助金、交付金などで執行した事務について、事務が適正であるか、業務存続は適当であるかなど監査結果を町議会に報告、公表している。</p>						
	評価に係る第三者機関等の活用の有無						
有							
交付金事業の活動指標及び活動実績	活動指標			単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	毎年度における消防車両更新台数(第5次八百津町総合計画に基づく)		活動実績	回	1	1	1
			活動見込	回	1	1	1
			達成度	%	100	100	100
交付金事業の総事業費等	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考			
総事業費	8,640,000	8,856,000	9,130,000	26,626,000			
交付金充当額	7,000,000	7,000,000	7,000,000				
うち文部科学省分							
うち経済産業省分	7,000,000	7,000,000	7,000,000				
交付金事業の契約の概要							
契約の目的		契約の方法	契約の相手方		契約金額		
小型動力ポンプ付積載車購入		指名競争入札	株式会社 ウスイ消防(岐阜市)		9,130,000		
交付金事業の担当課室		八百津町役場 防災安全室					
交付金事業の評価課室		八百津町役場 防災安全室					

-
- (備考) (1) 事業ごとに作成すること。
- (2) 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。
- (3) 交付金事業の概要の欄は、事業内容、必要性、期待される効果等を記載すること。
- (4) 交付金事業に関係する主要政策・施策とその目標の欄は、当該事業が関連づけられている市町村の上位政策・施策とその目標を記載すること。
- (5) 事業期間が複数年度にわたる事業については事業期間の設定理由を記載すること。
- (6) 成果目標及び成果指標の欄は、交付金事業に関係する市町村の主要政策・施策とその目標を踏まえて定量的に記載すること。当該事業の定量的評価が困難な場合には、成果目標の欄に定性的な成果を、交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄に定性的な成果及び評価を記載すること。
- (7) 評価年度及び評価年度の設定理由の欄は、交付金事業の内容、成果目標及び成果指標を踏まえ記載すること。
なお、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合、評価年度の設定には当該機関等による評価実施時期も考慮すること。
- (8) 成果実績の欄は、評価年度に成果指標に基づき測定した数値を記載すること。ただし、評価年度が到来していない場合は、成果実績の欄は空欄とし、評価年度に別途報告を行うこと。
なお、成果実績を別途報告する際に、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合には、当該機関等による評価についても、併せて報告を行うこと。
- (9) 交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄は、上記(6)の定量的評価が困難な場合における定性的な成果及び評価の記載のほか、成果実績が目標値に達しない場合の要因分析及び次年度に向けた改善点並びに評価に第三者機関等を活用した場合には当該機関等の評価を記載すること。
- (10) 評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。
- (11) 交付金事業の活動指標及び活動実績の欄は、当該事業の進捗度、利用量等の活動量を記載すること。
- (12) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。
- (13) 交付金事業の担当課室の欄は事業を実施した課室を、交付金事業の評価課室の欄は事業評価を実施した課室の名称を記載すること。事業実施課室と評価実施課室が同一でも差支えない。